

# 春日井市子ども・若者総合支援地域協議会要綱

## (目的)

第1条 要保護児童支援及び社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者支援に関係する機関（以下「関係機関等」という。）が適切に連携し、関係機関等による総合的かつ効果的な支援を実施するために、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項の要保護児童対策地域協議会及び子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項の子ども・若者支援地域協議会として、春日井市子ども・若者総合支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会を組織する関係機関等が連携して行う支援の内容に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する適切な保護等に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する適切な支援等に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項。

## (組織)

第3条 協議会は、別表第1及び別表第2に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）をもって組織する。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて、協議会の運営に必要と認められる団体等を構成機関に加えることができる。

第4条 協議会に座長を置き、座長は、構成機関から推薦された者（以下「代表者」という。）の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する代表者がその職務を代理する。

## (要保護児童対策調整機関及び子ども・若者支援調整機関)

第5条 児童福祉法第25条の2第4項の要保護児童対策調整機関及び子ども・若者育成支援推進法第21条第1項の子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、次のとおりとする。

要保護児童対策調整機関	青少年子ども部子ども家庭支援課
子ども・若者支援調整機関	青少年子ども部子育て推進課

## (会議)

第6条 協議会に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

- 2 代表者会議は、構成機関の代表者等により構成し、協議会の基本的な連携体制、実務者会議及び個別ケース検討会議が円滑に運営されるための環境整備等について協議する。

- 3 代表者会議は、調整機関が招集し、年1回以上開催する。
- 4 実務者会議として次の表のとおり部会を置くこととし、活動状況の情報交換及び支援事例の総合的な把握等を行う。

部会の名称	協議内容	構成
要保護児童対策部会	児童福祉法第25条の2第1項に定める要保護児童対策地域協議会の機能を担い、要保護児童等に対する支援の内容に関する事項	別表第1に定める関係機関等の実務者
子ども・若者支援部会	子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に定める子ども・若者支援地域協議会の機能を担い、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援の内容に関する事項	別表第2に定める関係機関等の実務者

- 5 実務者会議は、前項の表に定める部会ごとに必要に応じて調整機関が招集し開催する。
- 6 個別ケース検討会議は、個別の支援事例に直接関わりを有している構成機関の担当者等により構成し、具体的な支援の内容等の検討等を行う。
- 7 個別ケース検討会議は、必要に応じて調整機関が招集し開催する。
- 8 協議会は、必要があると認めるときは、構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、調整機関において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
(春日井市要保護児童対策地域協議会要綱の廃止)
- 2 春日井市要保護児童対策地域協議会要綱（平成19年4月2日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表第1（第3条関係）

関係機関等名
名古屋法務局春日井支局
愛知県春日井警察署
愛知県春日井保健所
愛知県春日井児童相談センター
春日井市医師会
春日井市社会福祉協議会
春日井市民生委員・児童委員協議会
人権擁護委員春日井地区委員会
春日井市私立幼稚園協議会
春日井市いじめ・不登校対策協議会
春日井市民病院
春日井市教育委員会
春日井市総務部
春日井市健康福祉部
春日井市青少年子ども部

別表第2（第3条関係）

関係機関等名
春日井公共職業安定所
愛知県春日井警察署
愛知県春日井保健所
愛知県春日井児童相談センター
愛知県精神保健福祉センター
春日井市医師会
春日井市民生委員・児童委員協議会
春日井保護区保護司会
春日井市内高等学校校長会
発達障害支援指導者
春日井市いじめ・不登校対策協議会
春日井市教育委員会
春日井市健康福祉部
春日井市青少年子ども部